

U.S. GAAP の制度性

杉 本 徳 栄

I はじめに——問題意識——

今日のグローバル規模での会計に関わる制度変化に伴って，アメリカの一般に認められた会計原則（U.S. GAAP）の意義や制度性について問う必要性に直面している。

もっとも大きな環境要因は，アメリカ証券取引委員会（SEC）による国際財務報告基準（IFRSs）適用規則の整備にある。つまり，外国民間発行体に対して，SECに提出する財務諸表の作成時に準拠する会計基準としてIFRSsを適用することを容認（SEC [2007a], SEC [2008a]）したのに加えて，アメリカの発行体に対してもIFRSsを新たに選択肢とする考えをコンセプト・リリース（概念通牒）（SEC [2007b]）として公表した。後者については，寄せられたコメントの検討等を踏まえたSECの新たなアクション（「アメリカの発行体がIFRSsに準拠して作成した財務諸表の使用可能性についてのロードマップ：規則案」（SEC [2008b]）での「IFRSs適用ロードマップ案」と「IFRSs早期適用容認規則案」の公表並びに「コンバージェンスとグローバルな会計基準の指示に関するSEC声明」（SEC [2010]）とこのSEC声明に付された，SEC主任会計士室による付録「国際財務報告基準をアメリカの発行体を対象とする財務報告制度に組み入れることを検討するための作業計画」（Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers）へと結

実し，SECによるIFRSs受入れ問題がアメリカ内外での喫緊の課題となっている。

このような制度変化の過程で，「一般に認められた会計原則」（GAAP）の意義はもとより，GAAPの制度性にも密接に関わる財務会計基準審議会（FASB）の会計基準化のプロジェクトの展開（「FASB会計基準のコード化（集大成化）TM」（FASB Accounting Standards CodificationTM）（FASB [2009c]））を機に，GAAPの意義や範囲およびGAAPが備え持つ特質のひとつである「一般的承認性」（General Acceptance）をはじめ，GAAPの法的効力やGAAPへの準拠性と財務諸表の適正表示の関係などについて，IFRSs受入れを交えてあらためて問い質さなければならない。

そこで本稿は，U.S. GAAPの意義やその由来などの整理を踏まえて，単一の権威ある文書にコード化（集大成化）されたU.S. GAAPの特質やIFRSsのGAAPとしての基本属性などを検討することで，U.S. GAAPの制度性に関わる今後の議論に向けた基礎を形成してみたい。

II GAAP 概念の解釈と特質

GAAPについて問う場合，これまで展開されてきた研究ではGAAPの意義と範囲，GAAPの法的効力およびGAAPへの準拠性と適正表示の関係などが検討対象として俎上にのぼってきた。U.S. GAAPが唯一の権威ある文書にコード化（集大成化）されたという事実は，GAAPの意義や範囲をあらためて問い，確認す

る必要があることを物語っており、おのずと GAAP の法的効力や GAAP への準拠性と財務諸表の適正表示の関係などにも結び付く。

GAAP の本質の捉え方、つまり GAAP の概念の解釈には次のような試みが展開されてきた(杉本 [2008] 21 頁)。

- (1) GAAP は「実質的な権威ある支持」(Substantial Authoritative Support)を得た会計原則である。
- (2) GAAP は「一般的承認性」ないし「一般的受容性」を有する会計原則である。
- (3) GAAP は会計実務の指針として企業の会計処理と報告の基準となり、監査人の会計監査における監査の指針でもある。
- (4) GAAP は多分に慣習的性格を有し、基本的には帰納的、記述的および実用的なアプローチによって設定されるものである。

この GAAP 概念の解釈を語る場合、第一の「実質的な権威ある支持」を得た会計原則と、第二の「一般的承認性」ないし「一般的受容性」を有する会計原則という解釈は、以下で詳述する GAAP の歴史的意義などの見地からはとくに重要である。たとえば、IFRSs が GAAP 概念の解釈でいう「実質的な権威ある支持」を得た会計原則として、また「一般的承認性」を有する会計原則として U.S. GAAP のなかで如何に位置づけられるかについて問う場合、GAAP 概念の第一の解釈と第二の解釈について綿密に検討を加えておかなければならない。ここでは、まず GAAP 概念の代表的な各解釈について簡潔に概説しておくことにしよう。

第一の解釈である、「GAAP は『実質的な権威ある支持』を得た会計原則である」という文言は、そのままアメリカ公認会計士協会 (AICPA) 理事会の特別公報 (AICPA [1964]) にみられる。そこでは、この第一の解釈に関わる文言には、次のような GAAP に関わる文言が続く。

- (1) 会計原則審議会 (APB) 意見書は、「実質的な権威ある支持」を構成する。
- (2) 「実質的な権威ある支持」は、APB 意見書とは異なる原則にも存在し得る。
- (3) 会計研究公報 (ARB) と APB 意見書を区分すべきではない。
- (4) APB 意見書と事実上大きく異なる会計原則が財務諸表において用いられる場合には、監査報告を行なう AICPA の会員は、当該原則が実質的な権威ある支持を有するかどうか、また当該原則をその状況に適用し得るかどうかを決定しなければならない。

この AICPA 理事会の特別公報における一連の GAAP に関わる文言は、APB 意見書を GAAP として実質的な権威ある支持を認める一方で、GAAP には APB 意見書以外の会計原則などにも存在することを示唆しており、GAAP を幅広く解するところに特徴がある。とくに、これらの文言は、GAAP, 「実質的な権威ある支持」を得た会計原則および APB 意見書を中核に据えて展開している。しかし、「実質的な権威ある支持」の用語は、すでに SEC の会計連続通牒 (ASR) 第 4 号 (1938 年 4 月 25 日。SEC [1988b])¹⁾ に用いられていたとはいえ、ここでも「実質的な権威ある支持」の用語の定義が定かではない。その結果、定義対象であるはずの GAAP が、未定義の用語である「実質的な権威ある支持」で論じられているとの批判 (Armstrong [1969] p. 45) などが提起され

1) ASR は、SEC が「主要な会計問題における統一的基準や実務の発展に寄与することを目的として、会計原則についての意見を表明するためのプログラム」(ASR 第 1 号で明記: SEC [1988a])、つまり通牒 (リリース) であり、1937 年 4 月 1 日の第 1 号から 1982 年 3 月の第 307 号まで作成・公表された。当時の主任会計士であったカーマン・G・ブラウ (Blough, C. G.) の意見をまとめた書簡として公表されてきた経緯がある (杉本 [2009] 31 頁)。

た経緯もある。

なお、「実質的な権威ある支持」の意義は、GAAP 概念の歴史的意義に深く関わるものであるため、節をあらためてより具体的に検討することにしよう。

第二の解釈は、GAAP の「一般に認められた」の用語に比重を置いて、GAAP を広く社会に受け入れられているという社会的合意を得た会計原則として理解するものである。GAAP の社会による「一般的承認性」は、基本的には利害関係者のニーズを集約することで達成し得るもので、この「一般的承認性」の根底には会計慣行と会計プロフェッションの権威が支えている。

GAAP の概念の第三の解釈は、GAAP に企業の会計実務の指導原理的役割を担わせるものであり、また会計監査にあたって、企業の会計処理と報告が GAAP に準拠しているか否かを意見表明するために依拠すべき指針としての役割も担わせるものである。会計監査にあたって、単に監査基準だけでなく、企業が準拠した GAAP を理解する必要性を説くものである。

また、第四の解釈は、GAAP の形成過程の特徴を表現したものでもある。GAAP は会計実務を反映させる慣習的性格を有しているため、当該基準には現実の会計事象をありのままに記述して表現する役割がある。つまり、会計事象の記述的側面を重視する帰納的アプローチによって GAAP が形成される。同時に、GAAP は会計実務を反映させる慣習的性格を有するため、会計実務における GAAP の実用性の側面もおのずと問われてきた。もっとも、会計事象の記述的側面を重視した帰納的アプローチによる GAAP に加えて、会計目的を踏まえた規範的側面を重視した演繹的アプローチによる GAAP も形成されている。会計実務上、演繹的アプローチによる GAAP が果たす役割も看過し得ず、今日では帰納的アプローチと演繹的アプローチの両面から形成された会計基準、ひい

ては GAAP の形成が基本を成している。

今日の会計に関わる一連の制度変化が、GAAP の本質をも「記述的」なものから「規範的」なものへと変化させた (Zeff [1995] p. 54) と捉えると、上記の第四の GAAP の概念の解釈そのものも大きく変質したと理解できる。その変質をもたらした最大の要因は、会計に関わるグローバル化現象にある。とくに、このグローバル規模での制度変化は「一般的承認性」の本質を備えているのか、あるいは伝統的な会計思考や支配的な会計実務の観点からは把握し得ない新たな「一般的承認性」概念が台頭して、グローバル規模での制度変化を形成しているかを考える必要性に直面しているといえるだろう。したがって、4つに類型した従来の GAAP 概念の解釈のなかでは、第一の解釈と第二の解釈を中心に焦点を当てて、新たな「一般的承認性」概念の存否やその特質はもとより、既存の「一般的承認性」との差異や関わりなどが注視されることになる。

GAAP の概念の解釈を取りまとめて締めくくるより端的な表現を見出すとすれば、「アメリカ会計学上慣用語として用いられる GAAP は歴史的意義と制度的広がりを含む包括的概念で、一つにまとまった文書の形態では存在していない」(小森 [2008] 31 頁) という言明に辿り着くだろう。つまり、U.S. GAAP を、①「歴史的意義」、②「制度的広がり」および③「包括性」の性格を兼ね備えた概念として解するのである。

そこで、本稿ではまず、U.S. GAAP の概念が備え持つという「歴史的意義」、「制度的広がり」および「包括性(網羅性)」の各見地から整理して検討することで、GAAP の特質について明らかにしてみたい。

Ⅲ GAAP 概念の歴史的意義(1)

——GAAP の意義——

1929 年の大恐慌による株価暴落を直接的な契機として、投資家保護を図る目的でアメリカ会計士協会 (AIA) の証券取引所協力特別委員会とニューヨーク証券取引所 (NYSE) 株式市場委員会との間で往復書簡が展開された。一連の書簡のなかで、証券取引所協力特別委員会による 1932 年 9 月 22 日付の書簡 (いわゆる「メイ (May, G. O.) 書簡」) には、「会計 5 原則」が付され、また監査報告書の様式の勧告が行なわれ、そこでは「認められた会計原則」(Accepted Principles of Accounting) の用語が用いられた。この用語の登場が、一般に GAAP という用語の嚆矢とされている。

「認められた会計原則」の用語をはじめとして、GAAP は監査人の監査と深い関わりを持って展開する。1933 年の AIA による「会社財務諸表の監査」(Audits of Corporate Accounts) での「認められた会計実務」(Accepted Accounting Practices) や 1936 年の AIA による「独立公共会計士による財務諸表監査」(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants) での「認められた会計原則」(Accepted Principles of Accounting) などの表現はいうまでもなく、1939 年のマッケソン・ロビンス社訴訟 (McKesson and Robbins Case) を機に設置された監査手続特別委員会が、1939 年に公表した「監査手続の拡張」(Extensions of Auditing Procedure) で示した監査報告書での「一般に認められた会計原則に準拠して」(in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles) という文言などへと連なる (日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968] 73-78 頁)。

GAAP の意義について考える場合、①「会計原則」に付された「一般に」(Generally) の言葉

の意義と理由付けを理解する見解と、②「会計原則」に付された「一般に認められた」(Generally Accepted) の文言そのものをひとつの用語として捉えて、その理由付けを理解する見解などに区分することができる。現に、これまでの GAAP の意義等の検討は、この区分に基づいて試みられてきた。

1 「一般に」という用語の理解

「一般に認められた会計原則」の文言に「一般に」の言葉が付された理由のひとつの見解としては、たとえば AICPA「会計原則叢書」第 7 号 (日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968]) にみられる。

AIA の監査手続委員会が、1939 年に公表した「監査手続の拡張」には、監査報告書の改正された報告様式や会計原則の用語法が含まれている。報告様式の改正については簡潔な理由が説明され、また監査報告書の意見区分について改正理由が付されなかったのは重要性の判断によるものである²⁾。これに対して、改正された会計原則の用語法について、「会計原則叢書」第 7 号は次のように述べている。

「会計原則についていえば、改正された用語法は、『一般に認められた会計原則に準拠して……』(in conformity with generally accepted accounting principles) とい

2) 「会計原則叢書」第 7 号は、監査報告書の報告様式の改正について次のような説明をしている。すなわち、「(報告様式の中で) 勧告されている主要な改正点は、検査の範囲についての記述、とくに内部統制組織についての考慮を含めることに関連をもっている」。委員会は、このような改正点について簡潔な理由を付している。改正報告様式では、意見区分の書き方にもまた改正が施されたが、これらの改正点については、説明が行なわれていない。その理由はおそらく、おおかた重要でないと考えられたからであろう。

うようになった。このように、一般に (generally) という言葉が、その〔AIA の監査手続委員会による「監査手続の拡張」のなかの標準的な短文式監査報告書の様式の：引用者〕改正から生ずる重要性についての指摘もなしに、従前の〔「認められた会計原則」(accepted principles of accounting) という：引用者〕文言に付け加えられたのである〕(日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968] 77 頁)。

〔「1939 年の：引用者」その当時の状況に照らしてみれば、generally という言葉をつけ加えたのは、依頼人が実施している会計実務が、事実上その背後に実質的権威を有するものであることを公認会計士が決定すべき責任に対して、さらに何ものかをつけ加えようと意図したからであろうと思われる。この責任は 1934 年以來、標準様式の報告書の意見区分に使用された用語法にすでに存在していたのである〕(日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968] 78 頁)。

また、伊藤 [2007] も GAAP の「会計原則」に付された「一般に」の言葉の意義を示している。GAAP の「一般に」という言葉には、①権威のある会計基準設定機関によって設定された会計ルールであるという意味と、②長年にわたり会計実務において培われてきた慣習という意味があるというのである。

先の GAAP 概念の 4 つの解釈のうち、第一の解釈 (GAAP は「実質的な権威ある支持」を得た会計原則である) は「実質的な権威ある支持」の用語に、また第二の解釈 (GAAP は「一般的承認性」ないし「一般的受容性」を有する会計原則である)、第三の解釈 (GAAP は会計実務の指針として企業の会計処理と報告の基準となり、監査人の会計監査における監査の指針

でもある) および第四の解釈 (GAAP は多分に慣習的性格を有し、基本的には帰納的、記述的および実用的なアプローチによって設定されるものである) の 3 つは「会計実務」や「実務慣習」の用語に集約し得る解釈として捉えることもできる。このような理解が正しいとすれば、GAAP が備え持つという伊藤 [2007] での 2 つの意味もこれに適合し、これまでの代表的な GAAP 概念の解釈を最大公約数的に集約したものであるといえるだろう。

2 「一般に認められた」という用語の理解

「一般に認められた会計原則」のうち、「一般に認められた」という文言の意義を、①「一般に」と②「認められた」の各用語の意義を踏まえたうえで、「一般に認められた」という用語の意義を説いた代表的な見解として Zeff [1995] によるものがある。

「GAAP に関して、その専門用語は誤解を招きかねない。現に、『原則』(principles) はもっぱら原則だけではなく、実践、方法および手続を含めてきた。元来、『認められた』(accepted) には複数の実践が実際に会社で使用されてきたということの意味し、また『一般に』(generally) は、1 社または数社の会社による特定な実践の受入れが権威ある支持を付与するほどではないということを確認するために付加されたものである。つまり、実践は会社の間で『一般に認められた』(generally accepted) ものでなければならない。したがって、『認められた』はある特定の実践が民間部門の基準設定主体や SEC にも受け入れることができるものであることを意味してきた。

『一般に認められた会計原則』という用語は変わらないままであるが、この用語の始まりは記述的な概念であり、結局のところ規範的な性格を帯びている」(Zeff [1995])

p. 54)。

また、「一般に認められた会計原則」に「一般に認められた」という用語が付される理解には、たとえば、①会計原則の持つ慣習としての普及力を重視する理解と②理論的証明力を重視する理解から成るとする見解がある（藤田 [1967] 131 頁）。二大系統の組織によるアメリカ会計原則形成運動のなかで、前者の理解は AICPA（その前身の AIA を含む）が、また後者の理解はアメリカ会計学会（AAA）が採ってきた立場である。それぞれの理解は、「一般に認められた」の文言の理解をもとに展開された AICPA と AAA による会計原則等の性格や特徴にも如実に反映されている。

アメリカの会計原則形成運動の展開に結びつく、「一般に認められた」の用語に対するこのような理解と見解の区分は、一般化したものであるといつてよい。会計原則や会計基準が会計実践を規制する根拠やその規範性の根拠は、単に法令的権威や慣行的確立にとどまるべきではなく、その理論性に求めるべきことを基本課題とした中島 [1970] が、会計原則のステートメント化の方向を次の2つに区分して整理したことも、その意味では軌を一にする考え方である（中島 [1970] 27-29 頁）。

- (1) 会計実践の多様性の余地を会計実践に与え、弾力性ある会計実践のもとで「一般に認められた会計原則」が作り出されることを期待し、しかも当該会計原則を会計士が承認したものとして受け入れさせるという方向
- (2) 会計実践上の多様性を縮小し、同一の財務的状況に対して同一の会計報告内容を生み出すべきであるとの考えから、その方向で会計原則の内容規定も試みようとする方向

基本課題を理論性に求めていることから明らかなように、中島 [1970] は第二の方向によ

る会計原則の明文化を基本的スタンスとする。もちろん、この第二の方向で会計原則を明文化した場合、それを企業への強制や会計士の監査報告の基礎になるものとして受け入れさせることには難がある。しかし、「単に会計実践の多様性と公認会計士の判断の隠れみとしての性格のものにとどまるのであれば、会計原則に本来期待されているその社会的機能は結局果たされていない」ことになるため、「基本的な方向としては、会計実践の多様性が減じ、財務報告の内容が基盤の共通性において社会の信頼を勝ちとりうるものとなる必要がある」（中島 [1970] 29 頁）であるという。第一の方向は、「当面の情勢に政策的に対処することにおいて生み出された暫定的なあり方」（中島 [1970] 29 頁）であり、会計原則の明文化の基本的な方向としては第二の方向だと断ずる³⁾。

二大系統会計原則を明文化する試みのなかで、1936 年以降に AAA が公表した一連の会計原則は社会的には法的強制力を持たない。しかし、AAA の会計原則こそ「財務諸表会計に関する、理論的規範性をその生命とした、警世的または預言的ステイトメントともいうべきもので」（中島 [1970] 36-37 頁）、承認し得る会計原則と承認し得ない会計原則を区分する基準を提示する役割があったと解するのである。

IV GAAP 概念の歴史的意義(2)——「実質的な（有力な）権威ある支持」の意義——

GAAP 概念の解釈をめぐっては、本稿で示した4つの解釈の立場以外に、たとえば次のよう

3) 第二の方向の考え方の根底にある、同一の財務的状況に対して同一の会計報告内容を生み出すべきという中島省吾教授の考え方は、その後の国際会計基準（IAS）などの研究活動やその後の取り組みにも結び付いているといえるだろう。

な2つの解釈を採る見解（広瀬 [1995] 92 頁）もある。

- (1) 「GAAP とは実質的に権威のある支持（substantial authoritative support）を得ている会計原則であり、それは会計基準設定主体の公式見解（pronouncement）である」とするもの
- (2) 「GAAP とは実質的に権威のある支持を得ている会計原則であり、それには会計基準設定主体の公式見解に加えて、AICPA などの社会的に認められた機関の非公式の見解および一般的慣行を通じて受け入れられている実務も含まれる」とするもの

この整理によれば、いずれの解釈も GAAP を「実質的な権威ある支持」（実質的に権威のある支持）を得ている会計原則として捉えている点では共通しており、「実質的な権威ある支持」を得ている会計原則を構成する範囲に違いがある。当該会計原則として公式見解に限定するか、またはその範囲を拡大するかという、いわば狭義説と広義説に分類し得る⁴⁾。いずれに立脚しようとも、この GAAP 概念の解釈を採る見解では、事実上、「実質的な権威ある支持」を得ている会計原則の解釈問題に集約できることになる

それでは、「実質的な権威ある支持」を有する会計原則とは何を意味するのだろうか。

GAAP 概念の解釈が広義説で展開される傾向にあるとはいえ、GAAP 概念の歴史的展開や歴史的意義からすれば、GAAP を「実質的な権威ある支持」を有する会計原則と定義したのは、ここでの狭義説に属する SEC の ASR 第 4 号「財務諸表に関する行政上の政策」（SEC [1988b]）が嚆矢である。ASR 第 4 号を通じた「実質的な権威ある支持」を有する会計原則の尊重という基本姿勢こそ、実はアメリカの「会計におけるコモン・ローの思想の現われ」（武田 [1982] 111 頁）である。

ASR 第 4 号は、簡潔な 2 つの文章から成るが、その要旨は次のとおりである。

- (1) SEC に提出される財務諸表が、「実質的な権威ある支持」のない会計原則に準拠して作成されている場合、そのことが重要である限りは、たとえこの事実を監査報告書に明記または注記開示されたとしても、当該財務諸表はミスリードもしくは不正確なものとなされる。

4) 狭義説には、以下で詳述する SEC による ASR 第 4 号と ASR 第 150 号が、また広義説には AICPA 理事会特別公報、AICPA 会計原則審議会ステートメント（APBS）第 4 号、AICPA 監査基準審議会の監査基準に関するステートメント第 5 号および SAS 第 25 号などがあるという。その意味からすれば、ASR 第 150 号を継いで、SEC によって公表された財務報告通牒（FRR）第 1 号（1982 年 4 月 15 日。SEC [1982a]）並びに基本政策（Policy Statement）（2003 年 4 月 25 日：SEC [2003a]）もここでの狭義説に属する。

また、SAS 第 69 号、SFAS 第 162 号（FASB [2008]）および SFAS 第 168 号（FASB [2009c]）は、広義説に属することになるだろう。また、GAAP の解釈には、①「実質的に」、「権威のある」、「支持を得ている」という用語の意味を辞典に基づいて解釈し、これを演繹的に組み立ててその意味を明らかにする方法と、② GAAP が構築されるに至ったプロセスの足跡をたどり、そのプロセスにおいてこれまでどのようなものが「実質的に権威のある支持」を得てきたかを確かめ、これを帰納的に明らかにする方法があるという。とくに、現行の GAAP の意味を問うことに主眼があるため、後者の帰納的方法を用いて整理・検討したうえで、次のような結論を導き出している。

「結局、『実質的に権威のある』とは、会計基準設定主体その他これに準ずる機関によって法的確信に裏付けられた強制力が付与されることであり、『支持を得ている』とは、（このような強制力が付与されることの保証がなされているからこそ）広く一般に実務慣習として受け入れられるという意味であると解されるように思われる」（広瀬 [1995] 98 頁）。

この結論も、広義説に属するものである。

- (2) SEC と届出書提出企業との間に準拠基準について見解の相違がある場合には、一方で当該企業が採用する会計実務には「実質的な権威ある支持」があり、他方でSECがこれまでに各種規則等を通じて規制を行ってきた事実がなければ、当該企業が提出した財務諸表を訂正する必要はなく、その開示を容認する。

第一文から明らかなように、ASR 第4号では、財務諸表の作成にあたって準拠する会計原則に「実質的な権威ある支持」が付与されたものであるか否かが、その財務諸表の正確性を決定づけるひとつの判断基準となっている。このASR 第4号を通じて、「実質的な権威ある支持」を有する会計原則を尊重する姿勢が示され、この「実質的な権威ある支持」の定義づけは明確にしてこられなかったものの、規制当局であるSECが「主観的信念や選好」に依存して全権を掌握してきたことに変わりはない(杉本[2009] 32頁)。「有力な集団」が民間部門または公的部門のいずれであるかの問題を伴うが、ASR 第4号の「実質的な権威ある支持」を有する会計原則を尊重する姿勢を捉えて、会計原則に関わる「社会的合意に基づくパラダイム選択を『有力な集団による承認』に委ねたことを意味する」(武田[2007] 7頁)とも解される所以である。

ASR 第4号を通じた「実質的な権威ある支持」を有する会計原則の具体的内容を論じたものには、たとえばAICPAの「会計原則叢書」第7号(日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳[1968])やRappaport[1972]などがある。

AICPAの「会計原則叢書」第7号は、会計実務が「実質的な権威ある支持」を受けるかどうかを決定するための源泉(情報源)として次の6項目をあげている(日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳[1968] 79-80頁)。

- (1) 企業において通常行なわれている実務
- (2) 金融界における指導者としての株式取引

所の要求や見解

- (3) 規制委員会の統一会計制度(Uniform System of Accounts) および会計に関する裁定(Rulings)
- (4) SECの規制および会計に関する意見
- (5) 会計実務従事者や会計研究者の専門家としての意見、証言、著書および論文
- (6) AAAおよびAICPAの諸委員会によって公表された意見

また、Rappaport[1972]は、「実質的な権威ある支持」を有する会計原則に含まれるものとして次の6項目を示した(Rappaport[1972] pp. 2・8-2・9)。

- (1) AICPA およびその委員会である APB (前身の会計手続委員会(CAP)を含む) 並びに監査手続委員会のような AICPA 専門委員会による声明
- (2) AAA による声明
- (3) 財務担当経営者協会(FEI)による声明
- (4) たとえば、通信、運輸、公益事業(電気、ガスおよび水道)、天然ガスおよび保険のような領域における連邦および州の規制当局による統一会計制度、規制および規則
- (5) (石油産業協会のような)ある主要な産業協会によって推奨された統一会計制度
- (6) 上記のいずれにも該当しない場合、一般的に当該産業や企業において広く行なわれている実務

両者はいずれも「実質的な権威ある支持」を有する会計原則の項目として、より具体的な規制や原則などに加えて、「企業において通常行なわれている実務」や「一般的に当該産業や企業において広く行なわれている実務」を盛り込んでいることには注目する必要がある⁵⁾。「このことは、実務が行なわれているというたんなる事実からいうのではなく、企業の経験によって、実務が経営者の指針として、また投資家その他の人達に対する報告のために信頼し得る結果を

作り出すことが明らかであるという事実に基づいて、いいうるのである」(日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968] 79 頁)。

AICPA の「会計原則叢書」第 7 号や Rappaport [1972] が明示した「実質的な権威ある支持」の具体的項目は、後述するように、その後の AICPA や FASB によって定義づけられた「一般に認められた会計原則の階層構造」とその構成要素とを照らし合わせてみると、基本骨子を形成していることを窺い知ることができる。その意味では、ASR 第 4 号を踏まえた当時の「実質的な権威ある支持」を有する会計原則の捉え方は、おおむね一貫して認識されてきたと解することができるだろう。

ASR 第 4 号の公表以降、SEC による「実質的な権威ある支持」の拠り所としてのリリース(通牒)などは、① ASR 第 150 号「会計原則および会計基準の設定並びに改善に関する基本政

策」(1973 年 12 月 20 日。SEC [1974])⁶⁾、②財務報告通牒(FRR)第 1 号「会計原則および会計基準の設定並びに改善に関する基本政策」(1982 年 4 月 15 日。SEC [1982a]) および③SEC 基本方針(Policy Statement)(2003 年 4 月 25 日。SEC [2003a])へと受け継がれていく。ASR 第 4 号に固定化することなく、その後 SEC が度重なって通牒(リリース)などを公表したのは、アメリカにおける会計基準設定主体そのものの組織改編や関係諸法令に基づく会計基準設定主体としての要件の充足確認などが大きく関わっている(杉本 [2009] 第 1 章参照)。

たとえば、ASR 第 4 号を踏まえて ASR 第

6) ASR 第 150 号の規定内容の要点は、次のようにまとめられたりしている(武田 [1982] 117-119 頁。一部用語等を修正)。

- (1) SEC は開示主義に立脚する投資者保護を図るべく責任を負っているが、その責任を効果的に課す方策として、会計原則制定のリーダーシップを民間部門に属する基準制定団体に与え、その専門的知識や行動力等に期待する方策を採ったこと
- (2) そのような方策に従い、基準制定団体の作成した各種の原則については、これまで僅かな例外はあるものの、投資者の要求に応えるものであるとみなしてきたこと
- (3) 基準制定団体として SEC が公認するものは、現在、FASB であること
- (4) FASB を公認したことは、それが研究や各種の立場を考慮して迅速かつ責任ある行動を採るような制度的構成になっていると認められるからであること
- (5) ASR 第 4 号で示された基本的考え方を破棄したのではなく、基本的に踏襲していることが明示されていること
- (6) FASB が公表する原則、基準および慣行は、実質的な権威ある支持を有するものとみなされること
- (7) SEC が要求する情報の相当部分は、GAAP に合致する財務諸表や追加情報によって充足されるものであること
- (8) SEC は、原則制定機能を FASB に与えたものの、絶えず、投資者の情報ニーズに応え得るような適切な開示方法を決定する用意があること

5) 武田 [1982] も「実質的な権威ある支持」(武田 [1982] では「有力な権威ある支持」と表現)を有する会計原則の具体的内容を取り上げたものとして、AICPA の「会計原則叢書」第 7 号と Rappaport [1966] を示している。ただし、Rappaport の文献は、第三版(1972 年出版)ではなく第二版(1966 年出版)を用いた考察となっている。

Rappaport [1966] では、「実質的な権威ある支持」を有する会計原則に含まれる項目が 4 項目であり、上記の(3)と(6)が指摘されていなかった。そのため、AICPA の「会計原則叢書」第 7 号と Rappaport の文献の差異として、AICPA の「会計原則叢書」第 7 号には Rappaport [1966] での「(石油産業協会のような)ある主要な産業協会によって推奨された統一会計制度」が、また Rappaport [1966] では AICPA の「会計原則叢書」第 7 号での「企業において通常行なわれている実務」がそれぞれ欠けているとした。その後の Rappaport [1972] では、「上記のいずれにも該当しない場合、一般的に当該産業や企業において広く行なわれている実務」が追記されており、後者の差異は解消している。むしろ、会計実務や企業実務が、「実質的な権威ある支持」を有する会計原則の項目として一般化している。

150号が公表されたのは、その公表日（1973年12月20日）からも明らかなように、AICPA内のウィート委員会（Wheat Committee）報告書の勧告（1972年）を受けて、それまでのAPBを解体して新たに設立された民間独立型の会計基準設定主体であるFASBに移行したことによるものである。SECは、FASBの設置を容認するとともに、会計原則または会計基準の設定と改善についてのリーダーシップをFASBに求めるために、新たにASR第150号の公表を通じて、FASBによる基準書や会計実務などに「実質的な権威ある支持」の所在を明記したのである⁷⁾。

7) FASBの基準書などに「実質的な権威ある支持」を付与することを確認する役割を有するASR第150号の公表については、アーサー・アンダーセン（Arthur Andersen）のSECに対する請願（ASR第150号の採択は1933年証券法違反であること、およびASR第4号における「実質的な権威ある支持」の用語のSECによる定義並びにその定義づけ不履行時にASR第4号を撤回すること）やASR第150号の差止請求が展開された。最終的には、ASR第150号に関する原告の請求は棄却されたが、GAAPに関わる基本問題が未解決なのも事実で、アメリカの会計原則形成メカニズムを問い質す役割を果たした。詳細については、小森〔1978〕や杉本〔2009〕33-36頁などを参照されたい。

また、エンロン社などの一連の企業不祥事を経験して、SECはアメリカ議会からU.S. GAAPの会計基準設定主体として認められるための要件に関わる規則の設定などを課された。その回答であるSEC基本方針（SEC〔2003a〕）のなかで、「FASBが設定した基準は、サーベインズ・オックスリー法第108条のもとでの『一般に認められた』ものとして承認されるものである」（SEC〔2003a〕p. 142）と表明し、FASBをアメリカの会計基準設定主体として再承認した（杉本〔2009〕20-22頁）。今日のアメリカにおける会計基準設定権限の基本的構図は、このSEC基本政策によるものである。

V GAAP 概念の制度的広がり

GAAP 概念の制度的広がりとは、その概念の理解を含む歴史的意義の展開と不可分な関係にある。「GAAP は会計実務の指針として企業の会計処理と報告の基準となり、監査人の会計監査における監査の指針でもある」という GAAP 概念の第三の解釈こそ、GAAP 概念の財務諸表監査制度との制度的広がりを物語っている⁸⁾。つまり、監査人の監査報告書において、「一般に認められた会計原則に準拠して……適正に表示している」という文言が用いられることによって、GAAP や適正表示の用語の理解はもちろん、この文言が指し示す「GAAP への準拠性」と「財務諸表の適正表示」との関係が社会的に問われ続けてきたのである。

「一般に認められた会計原則に準拠して……適正に表示している」という監査報告書の文言の解釈については、ブリロフ（Briloff, A. J.）による興味深い実態調査結果がある。

監査報告書における「一般に認められた会計原則に準拠して……適正に表示している」という文言には、一般的には次の3通りの解釈が可能である。

- (1) 「表示は適正であると同時に、一般に認められた会計原則に準拠している」とする解釈
- (2) 「一般に認められた会計原則に準拠しているので、表示は適正である」とする解釈
- (3) 「一般に認められた会計原則が適正である限りにおいて、表示は適正である」と

8) たとえば、岩田巖教授が会計原則を「独立の会計士（independent professional accountants）が会計処理に対して下す判断の拠りどころ」（岩田〔1955〕4頁）として捉え、会計原則は監査の基準として会計士（監査人）が堅持すべき基準であり、その責任を負うと説いたことも、GAAP 概念の第三の解釈に一脈相通ずるものがある。

する解釈

実態調査の目的は、「GAAP への準拠性」と「財務諸表の適正表示」との関係を問うものであり、果たして会計に従事する実務家と学者が3つの解釈のいずれを採るかを明らかにしている。実態調査は、実務家（ビッグ・エイトとその他の監査法人に区分）、会計学者および金融界の関係者を対象に実施しており、その実態調査結果は次のとおりである（Briloff [1967] pp. 16-17）。

実務家のビッグ・エイトとその他の監査法人は、3つの解釈のなかで第一の解釈を採っている（ビッグ・エイト：第一の解釈（47.2%）、第二の解釈（11.8%）および第三の解釈（17.7%）、その他の監査法人：第一の解釈（50.0%）、第二の解釈（35.8%）および第三の解釈（14.3%））。しかし、会計学者の解釈の結果は好対照なものである。会計学者による第二と第三の解釈の回答率が第一の解釈のその倍以上を示しており、しかも第二の解釈の回答者の割合がもっとも高い（第一の解釈（14.3%）、第二の解釈（33.3%）および第三の解釈（28.6%））。また、実務家と会計学者全体が採る解釈は、第一の解釈（34.4%）、第二の解釈（29.7%）および第三の解釈（20.3%）の順序となっている。さらに、金融界の関係者も第三の解釈を採る割合が第二の解釈のそれよりも高いという特徴があるが、第一の解釈が多数派である（第一の解釈（44.4%）、第二の解釈（22.2%）および第三の解釈（27.8%））。

監査報告書における「一般に認められた会計原則に準拠して……適正に表示している」という文言に対する Rosenfield and Lorensen [1974] での3つの見解⁹⁾も、ブリロフが明示した3つの解釈に符合する。Rosenfield and Lorensen [1974] での3つの見解の整理の結果をブリロフの3つの解釈にそれぞれ突き合わせてみると、第一の解釈は、「財務諸表の適正表示」がGAAP 概念よりも広い概念であることや、

「財務諸表の適正表示」が「GAAP への準拠性」と個々の監査人が備え持つ基準によって確保されるという考え方（Rosenfield and Lorensen [1974] p. 74, 広瀬 [1995] 107-108 頁参照）に適合する。そうだとすると、実務家のビッグ・エイトとその他の監査法人は、GAAP の不完全性を前提に、多分に監査人の主観的判断を伴う第一の解釈を選好することを裏付けている。

ところで、GAAP と監査報告書の文言のあり方は、監査人にとって自らの責任に深く関わるだけにきわめて重大な問題である。監査報告書の文言が指し示す「GAAP への準拠性」と「財務諸表の適正表示」の関係の問題は、「実質的な権威ある支持」の意義とも相俟って、GAAP には法的効力があるかという問題を惹き起こしてきた。「実質的な権威ある支持」を有する会計原則として、確かに SEC が AIA の ARB や AICPA の APB 意見書などを追認する形で権威づけてきたが、GAAP の法的効力を容認し、当該 GAAP への準拠が同時に適法行為として取り扱われるか否かについては必ずしも明確ではなかった。GAAP に準拠して作成・表示された会計情報が、真実かつ公正ないし適正なものであるかが問われてきたのである。

現に、監査報告書の文言のあり方を再検討する役割を担ったコーエン委員会（Cohen Committee）が設置された背景には、1969 年のコンチネンタル自動販売機会社事件（Continental Vending Machine Corporation Case : Rappaport [1972] pp. 28・21-28・32）による職業基準（GAAP や一般に認められた監査基準）と監査人の免責条件との関わりを問う訴訟がある。また、監査人が GAAP に準拠して表示された財

9) Rosenfield and Lorensen [1974] は、①「表示は GAAP に準拠しており、したがって表示は適正である」とする見解、②「表示は GAAP に準拠しており、かつ表示は適正である」とする見解および③「表示は GAAP に準拠しており、かつ GAAP は適正に適用されている」とする見解にまとめている。

務諸表を適正と監査報告した行為について、その財務情報がGAAPに従って表示されたということは、監査人が善意に行動したことの証拠としてはとても説得力があるが、必ずしも決定的なものではないとして、不実開示の刑事責任を課した1970年の「*United States v. Simon*」の訴訟事例も、GAAPの法的効力や「GAAPへの準拠性」と「財務諸表の適正表示」の関係を問いかけている。単にGAAPに準拠した会計処理方法だというだけでは、財務諸表の適正表示はもとより、不実開示の法的責任を負わされることもあることを示すものである（岸田[1982] 29頁参照）。

VI GAAP概念の包括性——「一般に認められた会計原則の階層構造」——

1 「一般に認められた会計原則の階層構造」

GAAPの本質である「実質的な権威ある支持」を論じる場合、「アメリカの一般に認められた会計原則（GAAP）に従って表示される民間企業の財務諸表の作成に使用する諸原則を選択するための会計原則とフレームワークの源泉（情報源）」（FASB [2009c] par. 2）として定義づけられる「一般に認められた会計原則の階層構造」（Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles）に着目しなければならない。

近年のFASBによる「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築の試みは、「コード化（集大成化）および検索可能化プロジェクト」（Codification and Retrieval Project）の推進と並行かつ包括的に展開されたことに特徴がある。

FASBによる「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築は、元来、「一般に認められた会計原則の階層構造」を取りまとめたAICPAの監査基準書（SAS）第69号「会計原則に準拠して適正に表示していると

いう文言の意味」での「一般に認められた会計原則の階層構造」に対する批判を踏まえたものである。また、「コード化（集大成化）および検索可能化プロジェクト」は、U.S. GAAPへの効率的なアクセス（利用可能性）を実現することを企図して展開したものである。いずれもアメリカの唯一の権威ある文献としての「会計原則とフレームワークの源泉（情報源）」を確立すべく、簡素な体系化を指向するもので、最終的には2009年6月にSFAS第168号「*FASB 会計基準のコード化（集大成）*」TMと一般に認められた会計原則の階層構造」（FASB [2009c]）の公表を通じて融合している¹⁰⁾。

より具体的にいえば、SAS第69号による「一般に認められた会計原則の階層構造」は、SASそのものの設定主体がAICPAであることから明らかなように、監査人や会計監査の見地からGAAPを階層構造化したものである。これに加えて、U.S. GAAPの階層構造が複雑であることや、当該階層構造のもとで権威ある文献が存在しない場合に参照される「その他の会計の

10) SAS第69号の「一般に認められた会計原則の階層構造」に対する批判（①監査人に向けた監査指向的性格を有すること、②複雑であること、および③SFACをカテゴリdより下位に位置づけていること等）は、その後のアメリカにおける一連の企業不祥事とそれに伴う企業改革法（サーベインズ・オックスリー法（SOX法））を契機として、「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築を促したといつてよい。その後の「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築は、
「①アメリカ議会によるSOX法第108条(d)項→②SECによる調査研究報告書（SEC [2003b]）→③FASBによるSEC [2003b]に対する返書（回答）（FASB [2004]）→④FASBによるSFAS第162号（FASB [2008]）およびSFAS第168号（FASB [2009c]）」の構図で展開する。この構図は、「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築だけでなく、「コード化（集大成化）および検索可能化プロジェクト」にも適合するものである。

文献」の категорияに含まれる概念フレームワークとしての FASB 財務会計概念書 (SFAC) が、デュー・プロセス (正規の手続き) を経ないで一般にまたは当該業種において広く行なわれている実務の категория (category d) よりも下位に位置づけられていること¹¹⁾ などに対して、従来の SAS 第 69 号の「一般に認められた会計原則の階層構造」には批判が多い (FASB [2005] Appendix A)。GAAP についての階層構造であるという趣旨からすれば、監査人に向けた監査指向的よりもむしろ財務諸表作成者である企業に向けた企業指向的な性格のもとで、しかも SAS ではなく FASB の財務会計基準書 (SFAS) として「一般に認められた会計原則の階層構造」を構築することが求められてきたのである (杉本 [2008] 25 頁)。GAAP の基本的利用者である企業に立脚した、いわば原点回帰した「一般に認められた会計原則の階層構造」そのものの会計基準化への着手である。

2 「一般に認められた会計原則の階層構造」の会計基準化への動向とその特徴

図 1 は、SAS 第 69 号から SFAS 第 162 号および SFAS 第 168 号へと「一般に認められた会計原則の階層構造」に関する会計基準化の動向と各基準のもとでの categoria の構成要素を示したものである。この図をもとに、「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義の動向などについて検討してみることにしよう。

「一般に認められた会計原則の階層構造」の会計基準化への動向には、いくつかの特徴がある。

第一の特徴として、SAS 第 69 号から SFAS 第 162 号へ、ひいては SFAS 第 168 号を通じた

「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築は、その定義づけの拠り所を監査基準から会計基準に移管する性格を有していることを指摘することができる。つまり、「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築の権利が、AICPA から FASB へ移管したことを物語る。

第二の特徴は、監査基準としての SAS 第 69 号と会計基準としての SFAS 第 162 号の「一般に認められた会計原則の階層構造」の定義づけが、いずれも準拠度合いの強弱に基づいた 4 つのレベルの categoria (category a から category d) から成る GAAP に区分して体系化し、またこの categoria に依拠すべき確立された会計原則がない場合の手当てとして「その他の会計の文献」で体系化していることである¹²⁾。「一般に認められた会計原則の階層構造」をもって、U.S. GAAP が「包括的な GAAP」と言われる所以でもある。

第三の特徴は、監査基準から会計基準への移管を果たした SFAS 第 162 号の categoria を構成する項目の記載順序が、SAS 第 69 号で採用された AICPA 関連項目優先列举方式から FASB 関連項目優先列举方式へとおおむね改まったことにある。この categoria を構成する優先列举方式の変更は、監査基準から会計基準の色彩を放つ意味合いが込められているものと解することができる。また、「その他の会計の文献」についても、SAS 第 69 号と SFAS 第 162 号を照らし合わせてみると、後者の会計基準のもとでは GASB 政府会計基準書 (GASBS)・解釈指針・専門公報、連邦会計基準諮問委員会 (FASAB) 基準書・解釈指針・専

11) もっとも、SAS 第 69 号は、「その他の会計の文献」の categoria のなかで SFAC を影響力が強いものとして位置づけている。

12) SAS 第 69 号は会計原則の特質と会計原則の文書タイプの 2 つの方法によって、また SFAS 第 162 号は会計原則の文書タイプだけをもとに、「一般に認められた会計原則の階層構造」の会計原則の源泉別 categoria 化並びにその表示を行なっている (FASB [2008] Appendix A, A7)。

門公報、他の専門団体または規制当局の公式見解などを削除している。

さらに第四の特徴として、SFAS 第 162 号から同じ会計基準の性格を継承した SFAS 第 168 号は、権威の有無を区分基準として、権威ある会計原則ないし会計基準を GAAP として包括的にまとめ上げて、「一般に認められた会計原則の階層構造」を再定義ないし再構築したことを指摘できる。従来の準拠度合いの強弱に基づいた 4 つのレベルのカテゴリーによる GAAP の体系化ではなく、権威の有無を区分基準として、かねてより規制され、かつ論じてこられた「実質的に権威ある支持」を有する GAAP とそれ以外の権威のないものとの 2 区分から成る「一般に認められた会計原則の階層構造」を構築している。この 2 区分は、簡素な体系化指向の政策を如実に反映した帰結でもある。

同時に、SFAS 第 168 号は「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築と「コード化（集大成化）および検索可能化プロジェクト」が融合した成果であるため、「非政府系企業（民間企業）が適用すべき FASB が承認した権威ある GAAP の源泉（情報源）としてコード化（集大成化）」（FASB [2009c] par. 6）したものである。この「一般に認められた会計原則の階層構造」の再定義ないし再構築と「コード化（集大成化）および検索可能化プロジェクト」の融合もさることながら、とくに SFAS 第 168 号について注目すべき最大の特徴は、「一般に認められた会計原則の階層構造」のもとで SEC による諸規則をも権威ある GAAP として明確に組み入れたことにある。「連邦証券諸法のもとでの SEC による規則や解釈に関する通牒（リリース）も SEC 登録者にとっては権威ある GAAP の源泉（情報源）である。本コード化（集大成化）に盛り込まれているすべてのガイダンスは、同一レベルの権威を担っている」（FASB [2009c] par. 6）との規定を明記したことは、今日のグローバル規模での会計に関わ

る制度変化に伴う GAAP の意義や制度性を問う場合、その意義は大きい¹³⁾。

13) 「FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM」

（FASB [2009c]）に含まれない会計および財務報告実務には権威性はなく、その権威のない会計のガイダンスや文献の源泉（情報源）の一例として、IASB の IFRSs が含まれている（Topic 105-10-05-3）。その一方で、連邦証券諸法の権威のもとでの、レギュレーション S-X をはじめとした SEC の諸規則、指針および解釈等に関わるリリースも、SEC 登録者にとっては権威ある GAAP の源泉（情報源）である（Topic 105-10-05-1）。2009 年 9 月 15 日以後終了する中間および会計年度の財務諸表から発効する「FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM」と SEC の諸規則やスタッフの指針との混同を回避するために公表された SEC の解釈指針（SEC [2009]）も、U.S. GAAP での特定の基準に対する SEC の諸規則やスタッフの指針を参照することは、「FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM」でそれを参照することでもあることを示した。

ひるがえって、「FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM」に「SEC が公表した諸基準」が含まれたのは、あくまでも「利用者への役立ち」を重視したことによるものであって、「『FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM』が SEC の各種規則ないし規制に取って代わるものではない」し、ましてや「『FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM』がそのような『SEC の各種規則や規制に関わる：引用者』内容についての権威ある〔GAAP の：引用者〕源泉（情報源）となるものではなく、同時に、それら諸規則等を『FASB 会計基準のコード化（集大成化）TM』に含めることが、その内容の将来のアップデートのされ方に影響を及ぼすものでもない」（SEC [2009] p. 42772）ことは十分に理解しておかなければならない。

SEC による IFRSs 早期適用容認規則案に係る法令改正案（SEC [2008b]）にみられたように、アメリカの発行体に対する IFRSs 強制適用を見据えた規制の骨子は、レギュレーション S-X にある。この IFRSs 早期適用容認規則案に係る法令改正案が受け入れられると、連邦証券諸法の規制の枠組みのもとで IFRSs の適用が展開される予定であった。たとえば、IFRSs 早期適用容認規則案でコアをなす Part 210 のレギュレーション S-X, Part 230 の 1933

Ⅶ IFRSsの二元的なGAAPの基本属性

ところで、IFRSsは、①「一般に認められた会計原則」としてのU.S. GAAP概念と②「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」としてのいわゆるInternational GAAP概念という、二元的なGAAPの基本属性を備え持つ。この二元的属性は、IFRSsを国内的および国際的見地から、「一般に」または「グローバルに」認められた会計原則ないし会計基準として捉えるものであり、IFRSs強制適用がより現実味を増すにつれて、その性格の色彩は鮮明なものとなる。

最後にここで、GAAP概念の議論から少し逸脱するかもしれないが、とくに、SECの見地からの「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」について確認しておきたい。

これまでのGAAP概念の歴史的意義の考察から導き出されるように、GAAP概念の解釈が、①「実質的な権威ある支持」と②「会計実務」や「会計慣習」の用語に集約し得ることに照らし合わせて、「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」の「グローバルに」の言葉の意義を、GAAPの「一般に」の言葉の意義やこのGAAP概念の解釈に求めて整理して

考えることもあながち無意味なことではないであろう。

1 「実質的な権威ある支持」とIFRSs

それでは、第一に集約され得る用語としての「実質的な権威ある支持」を、果たしてIFRSsは有するのだろうか。

「国際会計基準の執行可能性（法的強制力）に責任のある一組の規制当局または法律上の執行機関を知らない」（CalPERS [2007] p. 3）というように、IFRSsに対する「実質的な権威ある支持」を否定する見解がある。

他方において、たとえば、金融危機対応で開催された20カ国・地域首脳会合（G20）のピッツバーグ・サミット（2009年9月24日・25日）でのように、IASBによる「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現を支持する提言もみられる。また、EU議会や閣僚理事会によるIFRSs適用命令（「国際的な会計基準の適用に関する2002年7月19日付ヨーロッパ議会および閣僚理事会規則第1606/2002号」）、金融庁・企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（金融庁・企業会計審議会[2009]）および韓国の金融監督委員会／金融監督院、財政経済部および韓国会計基準院／韓国会計基準委員会等の国際会計基準導入準備チームによる「国際会計基準導入のロードマップ」（2007年）などからも明らかなように、国や管轄へのIFRSs導入は当該規制当局の判断によるものである。もちろん、アメリカでの外国民間発行体に対するIFRSs適用を容認し、その際の調整表作成・開示要件を撤廃したのも、規制当局であるSECである。

とくに、IFRSsがアメリカで「実質的な権威ある支持」を獲得するためには、「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」に込められたSECの判断基準を充足しなければならない。

年証券法およびPart 240・Part 249の1934年証券取引所法に関わる法令改正案は、連邦規則集（Code of Federal Regulations）の規制構造のなかで、「①IFRSs発行体（IFRSs Issuer）の定義→②IFRSs発行体の財務諸表の準拠基準→③レギュレーションS-X第13条案『国際財務報告基準の使用』」の構図での展開が予定されていた。

しかし、その後のSEC声明（SEC [2010]）により、IFRSs早期適用容認規則案を実行可能なオプションである余地を残しながらも撤回した。とはいえ、2011年にIFRSs強制適用の判断が予定されているが、このIFRSsの権威あるGAAPの源泉（情報源）化の試みは、連邦証券諸法上の一連の規則案による制度化の方法論を通じて、「IFRSs発行体」となる上場企業について果たされる可能性がある。

証券市場の国際化とも相俟って、これまで SEC が展開してきた会計基準に対する規制において、会計基準の属性を形容する用語自体にも変遷がみられる。たとえば、外国民間発行者に対する統合開示制度 (Integrated Disclosure System for Foreign Issuers) (SEC [1981] and SEC [1982b]) での「U.S. GAAP 以外の包括的 (網羅的) な会計原則」をはじめとして、国際的証券市場の規制に関する SEC 基本方針 (SEC [1988c]) での「相互に承認できる国際的な会計基準」、1996 年全米証券市場改革法 (National Securities Markets Improvement Act of 1996) 第 509 条により課されたアメリカ議会宛の SEC 報告書 (SEC [1997]) での「一組の完全なる国際的な会計基準」、さらには「国際的な会計基準」に関するコンセプト・リリース (SEC [2000]) での「一組の高品質な会計基準」などの用語がある。

そもそもアメリカでの会計基準の開発は、投資家をはじめとした資本市場参加者のニーズを充足するために展開してきた。証券市場の国際化が問われた際、高品質で包括的 (網羅的) な財務情報が投資家に有用であるとして、会計基準の品質などが問われたことは必然の結果である。だからこそ、SEC は「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」にコミットしていないなどの誤った通念もしくは風評があることを懸念して、2010 年の SEC 声明 (SEC [2010]) などを引き合いに出して、SEC の Schapiro 委員長自らがその是正を図っている (Schapiro [2010a])。

ところで、SEC の「国際的な会計基準」に関するコンセプト・リリース (SEC [2000]) によれば、「一組の高品質な会計基準」には、次の 2 つの基本属性が要求される。

- (1) 会計基準は、投資家保護と資本形成の促進という SEC のミッションを支えるほどの高品質なものでなければならない。
- (2) 会計基準は、独立した会計基準設定主体

が設定し、それを厳格に、しかも一貫して解釈して適用することを保証するインフラで支えられなければならない。

この第二の基本属性で保証が要請されるインフラの要素として、① (第一の基本属性をも形成する) 高品質な会計基準、②高品質な監査基準、③世界的規模で効果的な品質管理を備えた監査法人、④プロフェッション全体の品質保証および⑤規制による積極的な監視をあげている。また、高品質な会計基準は、「投資家、与信者、債権者および資本配分的意思決定を行なうその他の関係者に有用な、一貫性があり、比較可能で、目的適合的かつ信頼し得る情報を要求する包括的 (網羅的) でニュートラルな原則から構成される」という (SEC [2000] I)。

確かに、「公益に資するよう、世界の資本市場参加者およびその他の利用者が適切な経済的意思決定に役立つように、高品質で透明性があり、かつ比較可能な財務諸表およびその他の財務報告を要求する、高品質で、理解可能、かつ強制力のあるグローバルな一組の会計基準を開発すること」(「IASC 財団定款」第 2 条(a)) は、IASC 財団 (現 IFRS 財団) の目的のひとつであるが、当時、果たして IAS が「一組の高品質な会計基準」としての基本属性を備えているかについて問われたのである。IAS の使用に関わる判断基準として、SEC は 1996 年 4 月 11 日のプレスリリースのなかで、次の 3 規準 (「鍵となる 3 要素」) を提示し、運用してきた (SEC [1997] Appendices 5)。

- (1) 包括的 (網羅的) で一般に認められた会計基準を構成すること (包括性 (網羅性))
- (2) 高品質であること (高品質)
- (3) 厳格な解釈と適用が行なわれ得ること (厳格な解釈と適用)

この「一組の高品質な会計基準」としての基本属性や「鍵となる 3 要素」の充足による問いかけは、今日の IFRSs についても変わらない¹⁴⁾。

2 「会計実務」や「会計慣行」としての受入れと IFRSs

第二に集約され得る用語としての「会計実務」や「会計慣行」として、果たして IFRSs は受け入れられているだろうか。

IFRSs が「一組のグローバルな会計基準」としての可能性を有するかどうかについては、アメリカの発行体に対する IFRSs 適用のリリース案 (SEC [2008b]) に寄せられたコメントのなかでは見解が分かれている。2010 年の SEC 声明でも、大企業や多国籍企業および会計プロフェッションは IFRSs を「一組のグローバルな会計基準」としての役割を果たす最善の立場にあるとコメントしたのに対し、その他の多くのコメント提出者は IFRSs に対するその役割に懸念を表明した分析結果が明らかにされている (SEC [2010] pp. 9-10)。

IFRSs が「一組のグローバルな会計基準」としての役割を果たす可能性の判断については、時期尚早論の立場を採る多くの投資家が、同時に次のような見解も併せ持っている (SEC [2010] p. 10)。

- (1) IFRSs は「一組のグローバルな会計基準」として採用されるほど十分には開発されていないか、または実務において適用されていない (たとえば、IFRSs には特定の重要な領域で指針が存在しないか、もしくは IFRSs にその指針が存在しても U.S. GAAP に比べて余りにも裁量を与えるように読めたり、実際にその裁量を与えたりして、比較可能な財務報告を達成できない)。
- (2) IFRSs の適用に国や管轄ごとの変異種

14) アメリカでの IFRSs 移行に関わるマクロ経済的効果の分析やコスト・ベネフィット分析などを行なった Hail et al. [2009] や Bothwell [2009] が、SEC へのコメント・レターである FAF and FASB [2009] の付録として収録されている。併せて、斎藤 [2010] も参照されたい。

が存在するため、真にグローバルな報告モデルとして IFRSs を採用するには重大な困難を伴う。

- (3) 純粋な共通のグローバルな財務報告モデルを開発するためには、国を超えて一貫した適用、監査および規制が必要である。

確かに、今日まで多くの国や管轄の財務報告制度のもとで IFRSs が採用されているが、現段階では、IFRSs がグローバルな見地からの会計実務や会計慣行として、確立されたとは必ずしも言い切れない。新たな会計基準を単に採用しただけでは会計実務や会計慣行にはなり得ず、その確立には当該会計基準の実務への浸透が不可欠であり、時間的要素が加わる。厳密に言えば、すべての国や管轄において、しかもすべての業種の企業による商取引について、IFRSs の「厳格な解釈と適用」が、財務諸表作成者である企業やその利用者である投資家、会計監査人、市場および規制当局の間で完全なまでのコンセンサスがもたらされてはじめて、IFRSs の「一般的承認性」や「一般的受容性」を包摂した会計実務や会計慣行となり得る。会計基準の制度化に向けた経験的属性が問われるのである。

また、「IFRSs の適用とその承認のあり方について世界中で一貫したものはなっていないことを確信している」という、先述した Schapiro 委員長の上院議会銀行住宅都市問題委員会公聴会での答弁は、まさに現段階 (本稿執筆時点) の SEC による IFRSs についての評価を如実に表すものでもある。

以上の事柄は、まさに会計基準の「包括的 (網羅性)」、「高品質」および「厳格な解釈と適用」として捉えることができるが、実はこれらは SEC による「一組の高品質な会計基準」に対する「鍵となる 3 要素」でもある。「一組の高品質な会計基準」に「グローバルに」と「認められた」の言葉をそれぞれ付した「一組の高品質で

グローバルに認められた会計基準」として IFRSs を受け入れる判断には、SEC がこれまで一貫して継承してきた「鍵となる 3 要素」や基本属性が十全かつ完全なまでに機能しているのである。

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1964], *Special Bulletin: Disclosure of Departures from Opinions of the Accounting Principles Board*, October 1964.
- AICPA [2005], Exposure Draft: Proposed Statement on Auditing Standards—Amendment to Statement on Auditing Standards No. 69, The Meaning of Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles for Non-governmental Entities, May 9, 2005.
- Armstrong, M. S. [1969], “Some Thoughts on Substantial Authoritative Support,” *Journal of Accountancy*, April 1969, pp. 44–50.
- Blough, C. [1961], “Principles and Procedure,” *Journal of Accountancy*, Vol. 11 No. 4, April 1961, pp. 51–53.
- Bothwell, J. [2009], “Adopting International Financial Reporting Standards for Use in the United States: An Economic and Policy Perspective,” Research Paper to the U.S. FASB, January 23, 2009.
- Briloff, A. J. [1967], *The Effectiveness of Accounting Communication*, Frederick A. Praeger, Publishers.
- CalPERS [2007], Comment Letter to SEC (Nancy M. Morris) Regarding File No. S7-20-07 Concept Release Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), November 14, 2007.
- [2009], Comment Letter to SEC (Elizabeth M. Murphy) Regarding File No. S7-27-08 Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers, April 20, 2009.
- Financial Accounting Foundation (FAF) and Financial Accounting Standards Board (FASB) [2009], Comment Letter to SEC (Florence E. Harmon) Regarding File No. S7-27-08 Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers, March 11, 2009.
- FASB [2003], Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting, October 21, 2002.
- FASB [2004], FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System, July 2004.
- FASB [2005], Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, April 28, 2005.
- FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards No. 1XX: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, September 2006.
- FASB [2008], Statement of Financial Accounting Standards No. 162: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, May 2008.
- FASB [2009a], FASB Accounting Standards Codification™ Notice to Constituents (v 1.05), January 16, 2009, <http://www.fasb.org/imageRoot/10/5724610.pdf>.
- FASB [2009b], Exposure Draft Proposed Statement of Financial Accounting Standards: The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles: A Replacement of FASB Statement No. 162, March 27, 2009.
- FASB [2009c], Statement of Financial Accounting Standards No. 168: The *FASB Accounting Standards Codification*™ and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles: A Replacement of FASB Statement No. 162, June 2009.
- Hail, L., C. Leuz, and P. Wysocki [2009], “Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the United States: An Analysis of Economic and Policy Factors,” Research Paper to the U.S. FASB, February 25, 2009.

- Rappaport, L. H. [1966], *SEC Accounting Practice and Procedure Second Edition*, Roland Press Company.
- [1972], *SEC Accounting Practice and Procedure Third Edition*, Roland Press Company.
- Rosenfield, P. and L. Lorensen [1974], "Auditors' Responsibilities and the Audit Report," *Journal of Accountancy*, September 1974, pp. 73-83.
- Schapiro, M. L. [2010a], Speech by SEC Chairman: Remarks at CFA Institute 2010 Annual Conference, May 18, 2010.
- [2010b], Chairman Schapiro Statement on FASB-IASB Decision to Modify Timing of Certain Convergence Projects, June 2, 2010.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [1974], Accounting Series Release No. 150, Statement of Policy on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards (December 20, 1973), *SEC Docket*, Vol. 3 No. 7, January 2, 1974.
- [1981], Release No. 33-6360, November 20, 1981, "17 CFR Parts 210, 229, 230, 239, 240, 249, and 260 Integrated Disclosure System for Foreign Private Issuers; Proposed Rule," *SEC Docket*, Vol. 24 No. 1, December 8, 1981.
- [1982a], Securities Act of 1933 Release Nos. 33-6395; 34-18648; 35-22456; IC-12376; FR-1, "Codification of Financial Reporting Policies," *SEC Docket*, Vol. 25 No. 1.
- [1982b], Release Nos. 33-6437; 34-19258; 39-774; IC-12832; FR-7; S7-915, Adoption of Foreign Issuer Integrated Disclosure System; Final Rule, *SEC Docket*, Vol. 26 No. 13, December 7, 1982.
- [1988a], Securities Act of 1933 Release No. 1353; Securities Exchange Act of 1934 Release No. 1121; Holding Company Act Release No. 590; Accounting Series Release No. 1, April 1, 1937, Microfiches, Buffalo, N. Y.: Hein.
- [1988b], Accounting Series Release No. 4, April 25, 1938, Microfiches, Buffalo, N. Y.: Hein.
- [1988c], *Policy Statement of the United States Securities and Exchange Commission: Regulation of International Securities Markets*, November 1988.
- [1997], *Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets, Pursuant to Section 509 (5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996*, October 1997.
- [2000], Release Nos. 33-7801; 34-42430; International Series No. 1215; File No. S7-04-00, Concept Release on International Accounting Standards, February 16, 2000.
- [2003a], Securities Act of 1933 Release Nos. 33-8221; 34-47743; IC-26028; FR-70, "Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter," April 25, 2003, <http://www.sec.gov/rules/policy/33-8221.htm>.
- [2003b], Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System, Submitted to Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the United States Senate and Committee on Financial Services of the United States House of Representatives, July 25, 2003.
- [2007a], Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 132, July 11, 2007.
- [2007b], Release No. 33-8831; 34-56217; IC-27924; File No. S7-20-07, Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 156, August 14, 2007.
- [2008a], Release Nos. 33-8879; 34-57026; International Series Release No. 1306; File No. S7-13-07, Acceptance From Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP; Final Rule, *Federal Register*, Vol. 73 No. 3, January 4, 2008.
- [2008b], Release Nos. 33-8982; 34-58960; File No. S7-27-08, Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance

- with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 73 No. 226, November 21, 2008.
- [2009], Release Nos. 33-9062A; 34-60519A; FR-80A, Commission Guidance Regarding the Financial Accounting Standards Board's Accounting Standards Codification, *Federal Register*, Vol. 74 No. 163, August 25, 2009.
- [2010], Release Nos. 33-9109; 34-61578, Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards, February 24, 2010.
- Zeff, S. A. [1995], "A Perspective on the U.S. Public/Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol. 9 No. 1, March 1995, pp. 52-70.
- 青柳文司 [1979]『会計士会計学——ジョージ・オー・メイの足跡——（改訂増補版）』同文館出版。
- [1986]『アメリカ会計学』中央経済社。
- 伊藤邦雄 [2007]「会計原則 (accounting principles)」『会計学大辞典 第5版』中央経済社, 124-125 頁。
- 岩田巖 [1955]『会計原則と監査基準』中央経済社。
- 加藤盛弘・鶴飼哲夫・百合野正博共訳著 [1981]『会計原則の展開』森山書店。
- 岸田雅雄 [1982]「米国における一般に認められた会計原則の法的効力（上）（下）」『旬刊商事法務』No. 935, 1982年3月25日, 28-30 頁, No. 936, 1982年4月5日, 12 頁, 32-34 頁。
- 金融庁・企業会計審議会 [2009], 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」2009年6月30日。
- 黒澤清 [1951]『近代会計学』春秋社。
- [1977]『近代会計学小辞典 第2版』春秋社。
- 小森瞭一 [1978]「アメリカにおける『一般に認められた会計原則』設定メカニズム——ASR No. 150 に対するアーサー・アンダーセン事務所の請願をめぐって——」『會計』第115巻第3号, 1978年3月, 61-75 頁。
- 訳 [1979]『ムーニッツ アメリカにおける会計原則発達史』同文館出版。
- [2008]「一般に認められた会計原則（アメリカ）〔英〕Generally Accepted Accounting Principles」『第6版 会計学辞典』同文館出版, 31-32 頁。
- 斎藤静樹 [2010]「コンバージェンスの岐路と IFRS の求心力」『企業会計』第62巻第2号, 2010年2月, 6-13 頁。
- 佐藤孝一 [1959]「米国における会計原則の成文化運動」『早稲田商学』第140・141合併号, 1959年5月, 159-174 頁。
- [1961]「会計原則の本質的性格と会計手続との区分問題」『會計』第80巻第6号, 1961年12月, 1-18 頁。
- [1962]「『一般に認められた会計原則』をめぐる諸問題(1)・(2)」『企業会計』第14巻第3号, 1962年3月, 4-14 頁, 第14巻第4号, 1962年4月, 4-15 頁。
- 杉本徳栄 [2008]「会計基準のコンバージェンスと GAAP の成立根拠」『會計』第173巻第5号, 2008年5月, 20-34 頁。
- [2009]『アメリカ SEC の会計政策——高品質で国際的な会計基準の構築に向けて——』中央経済社。
- 武田隆二 [1982]『制度会計論』中央経済社。
- [2007]「バラダイムと理論構築」『TKC』2007年3月, <http://www.thcnf.or.jp/19ao/kaityou1903.html>。
- [2008]『最新財務諸表論〔第11版〕』中央経済社。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 鳥羽至英・村山徳五郎責任編集 [1998]『SEC「会計連続通牒」①——1930-1960年代——』中央経済社。
- 中島省吾 [1970]『新版 会計基準の基礎——A・A・A・会計基準の理論構造——』森山書店。
- 日本会計研究学会スタディ・グループ・黒澤清監訳 [1968]『会計原則研究——AICPA 会計原則叢書 第7号——』日本経営出版会。
- 広瀬義州 [1995]『会計基準論』中央経済社。
- 藤田友治 [1967]「アメリカ会計原則論」神戸大学会計学研究室編『利潤会計と計画会計——会計学の現在と将来——』千倉書房, 131-138 頁。
- [1970]『アメリカ会計原則論』中央経済社。
- 藤田幸男 [1980]「会計原則の役割と構造」山根忠恕責任編集『体系近代会計学 I 会計学基礎理論』中央経済社, 189-234 頁。
- 渡邊進・上村久雄訳 [1959]『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所。